

新潟市雨水流出抑制施設設置助成金交付要綱

(平成12年3月27日決裁)

改正 平成16年4月1日

改正 平成18年4月1日

改正 平成20年4月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、雨水流出抑制施設の整備促進を図り、もって都市の雨水浸水防除能力の向上に寄与し、あわせて健全な水循環の再生に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水流出抑制施設 雨水を地下に浸透又は一時貯留することにより、降雨時における公共下水道等の流入水の低減を目的として設置する雨水浸透枳及び雨水貯留槽をいう。
- (2) 雨水浸透枳 建築物の雨樋からの雨水を集め、当該建築物等の敷地内で地下に浸透させる機能を有する施設をいう。
- (3) 雨水貯留槽 建築物の雨樋からの雨水を集め、当該建築物等の敷地内で一時的に一定量を貯留する機能を有する施設をいう。
- (4) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する排水設備をいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、施行者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(交付の対象及び要件)

第4条 助成金の交付を受けることができる施行者は、雨水流出抑制施設を設置する建築物の所有者又は使用者（国及び公共団体を除く。）で当該施設設置につき正当な権限を有する者とし、次の各号に掲げる要件にすべて該当していなければならない。

- (1) 雨水流出抑制施設が、市長が別に定める基準に適合していること。
- (2) 法第2条第8号に規定する処理区域内においては、排水設備を設置済み又は当該施設と同時に設置するものであること。
- (3) 市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金、下水道使用料及び地域下水道使用料を滞納していないこと。

(4) 雨水浸透枡においては、新潟市指定排水設備工事店が施工したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める施行者は、助成金の交付を受けることができる。

(助成金の額)

第5条 助成金の額(上限)は、次の表に掲げるとおりとする。

施 設	区 分	単 位	金 額	制限
雨水浸透枡	単独で設置する場合	1基につき	20,000円	
雨水貯留槽	単独で専用製品を設置する場合	1基につき	10,000円	1基まで
	雨水浸透枡と同時に専用製品を設置する場合	1基につき	20,000円	1基まで
	単独で個人製作等により設置する場合	1基につき	1,000円	1基まで
	雨水浸透枡と同時に個人製作等により設置する場合	1基につき	2,000円	1基まで

(事前協議)

第6条 助成金の交付を受けようとする施行者は、雨水流出抑制施設の構造等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする施行者は、雨水流出抑制施設設置後速やかに(排水設備工事と同時に設置する場合は、新潟市下水道条例施行規則(平成7年新潟市規則第17号)第8条第1項の規定により排水設備等の新設等の工事の完了届を提出した後に)、別記様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 見取図
- (2) 平面図
- (3) 構造詳細図
- (4) 写真(施工前・施工中・施工後)
- (5) 請求書及び領収書の写し
- (6) 新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)

(助成金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、第4条の規定に適合し助成することが適当であると認めたも

のについては、助成金の交付決定及び額の確定をするものとする。

(助成金の交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定及び額の確定をする場合において、当該助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(交付決定等の通知)

第10条 市長は、助成金の交付決定及び額の確定をしたときは、その旨（交付の条件を付したときは、その旨及び条件）を速やかに当該申請者に別記様式第2号による通知書により通知するものとする。助成金を交付しないことと決定したときも同様とする。

(交付決定等の取消し)

第11条 市長は、助成金の交付決定及び額の確定をされた施行者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定及び額の確定を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定又は助成金の交付決定及び額の確定に付した条件に違反したとき。
 - (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定及び額の確定を取り消したときは、別記様式第3号による通知書により通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、別記様式第4号による命令書により助成金の返還を命ずるものとする。

(雨水流出抑制施設の保全、廃止等)

第13条 この要綱により助成金を受けた者は、当該雨水流出抑制施設の機能を保全するため、点検、清掃等適切な維持管理に努めるものとする。

2 この要綱により助成金を受けた者が、当該雨水流出抑制施設を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならないものとする。

3 この要綱により助成金を受けた者が、転居等に伴い当該雨水流出抑制施設を第3者に譲渡等しようとするときは、その旨を市長に届出なければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

雨水流出抑制施設設置助成金交付申請書					
年 月 日					
（あて先）新潟市長					
住 所 （法人にあっては所在地） フリガナ 氏 名 （法人にあっては名称及び代表者名）					
次のとおり、雨水流出抑制施設を設置したので新潟市雨水流出抑制施設設置助成金交付要綱第7条の規定により助成金の交付を申請します。					
交付申請金額	円				
設 置 内 容	雨水浸透枳	単独設置	円	基	円
	雨水貯留槽	単独で市販品設置	円	1基	円
		雨水浸透枳と同時に市販品設置	円	1基	円
		単独で個人製作等設置	円	1基	円
		雨水浸透枳と同時に個人製作等設置	円	1基	円
設 置 場 所	新潟市		建 物 の 利用形態	☐ 自宅 ☐ 工場・事務所 ☐ 貸(借)家・アパート ☐ その他（ ）	
建 築 物 の 使 用 者 名	電話	設置完了年月日		年 月 日	
		排水設備工事状況		☐ 同時実施 ☐ 実施済 ☐ 未実施	
施工工事店名	電話	振 込 先	振 替 銀 行	預金種別	口 座 番 号
			銀行 支店	☐ 普 通 ☐ 当 座	
水 道 番 号		フリガナ			
下水道事業受益者 負担金通知書番号		口座の名義人			

注1 太枠欄の中に記入してください。

2 該当する口に✓印を記入してください。

3 原則として、口座名義人は申請者と同一名義とします。

銀行名、支店名、口座番号及び名義人の記入については再度確認をお願いします。

添付書類 見取図、平面図、構造詳細図、写真、請求書及び領収書の写し、納税証明書（新潟市制度用）

処理欄

市税の滞 納	使用料の滞 納	負担金の滞 納	確 認 番 号	設 置 確 認	担当印
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		年 月 日 ☐ 現 地 確 認 ☐ 工 事 検 査 ☐ 添 付 資 料	

第 年 月 日 号

様

新潟市長

（担当

印

）

助成金の交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった雨水流出抑制施設設置
助成金について、新潟市雨水流出抑制施設設置助成金交付要綱により、
交付決定をし、次のとおり額の確定をしたので通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 助成事業の名称 | 雨水流出抑制施設設置工事 |
| 2 | 決 定 額 | 円 |
| 3 | 決 定 の 内 容 | (1)単独で雨水浸透枳を 基設置
(2)単独で市販品の雨水貯留槽を設置
(3)雨水浸透枳と同時に市販品の雨水貯留槽を
設置
(4)単独で個人製作等の雨水貯留槽を設置
(5)雨水浸透枳と同時に個人製作等の雨水貯留
槽を設置 |
| 4 | 助成事業の内容 | 申請書に記載のとおり |

第 年 月 日 号

様

新潟市長

（担当 印）

雨水流出抑制施設設置助成金の交付決定等取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定及び額の確定をした助成金については、新潟市雨水流出抑制施設設置助成金交付要綱により、次のとおり交付決定等の取消しをしたので通知します。

施 工 の 場 所	新潟市
確 定 額	金 円
取消理由	

第 年 月 号 日

様

新潟市長

（担当 印）

雨水流出抑制施設設置助成金の返還について

年 月 日付け 第 号をもって交付決定等
取消しをした助成金については、新潟市雨水流出抑制施設設置助成金交
付要綱により、次のとおり返還を命じます。

返 還 額	金 円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 理 由	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	